

令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第4号 3月5日(木曜日)

◎議事日程 第4号 令和8年3月5日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
統括主査	神林 亜弥君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	舟橋 正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松 光春君	都市整備部長	武内 雅洋君
都市整備部次長	野本 敬弘君	経済環境部長	小池 信和君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	経営改善課長	川村 和哉君
総務課長	藤村 崇司君	情報政策課長	上原 敬正君
多様性社会推進課長	小笠原 健一君	高齢者支援課長	粥川 仁也君

健康推進課長	水野嘉彦君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	神林宏之君
環境課長	疇地利哉君	産業課長	山崎直人君
観光課長	伊藤修君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育課主幹	鈴木早智君	スポーツ交流課長	坂野隆幸君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告に従いまして、3件の質問をさせていただきます。

件名1、夜間景観と安全性向上を目的とした地面埋込型照明の導入についてであります。

この質問をしようと思いましたが、去る2月18日に犬山高校と犬山市議会とで意見交換会を行いました。1年生7クラスの選抜チームがそれぞれ高校生目線で提案をしていただきました。

様々な工夫やアイデアがあったのですが、その中でも、若者に愛される安心・安全なライトアップ城下町というものに個人的に興味を持ちました。

城下町は道が狭くて、暗くて凸凹しており、子どもや若者が少ないと感じた。そういう問題提起から、様々な解決策を提案をされ、その中に地面にライトを埋め込むことで、城下町の雰囲気を変えずに明るくするというものがありました。埋込型のLED照明で夜間の演出をして、安全性や若者の集客を狙ったものであります。

しかしながら、地中での配線も伴い、歩行の安全性も考えながらの設置となると、高校生に提案をいただいた本町通りで、埋込型照明の設置を実現するのは、現段階では難しいと感じました。

そこで、今後、ハード面での整備が予定をされている、かわまちづくり計画における木曾川河畔整備で埋込型照明を実装し、夜間の安全性確保はもとより、夜の木曾川河畔の新しい演出に寄与できないかと考えました。

要旨は1点です。観光回遊性の向上と歩行者安全確保を兼ね備えた、地面埋込型照明の木曾川河畔への導入を検討できないかであります。

当局の考え方を伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） おはようございます。ご質問にお答えします。

令和7年8月に登録された「犬山市かわまちづくり計画」は、現在、河川管理者である国土交通省と工事施工内容や役割分担について、協議を重ねている段階です。

また、近隣の内田地区町内会の皆様へも、かわまちづくり計画について、説明会を開催するなど、今後の河畔整備について、意見交換を行っているところです。

現時点では具体的な整備内容や設計等の詳細は決まっておりませんが、木曾川河畔内田地区の遊歩道を今後整備していくに当たり、照明設備については、空間の高質化や安全確保等の観点から、非常に重要な要素になると考えております。

このため、今般、議員からご提案いただきました、地面埋込型照明につきましても、良質な空間形成において有効であると考えておりますので、河川法をはじめとした各種法令等を確認しながら、整備を進める上での検討事項の1つとして参考にさせていただければと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。良質な空間形成ということで、有効性については同じようにご認識をいただいていると理解いたしました。まだまだ先の話になるかと思いますが、検討事項の一つとして参考にさせていただけるということで、期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。件名2、地方交付税（標準団体の行政規模）から、長期目線での教育費についてであります。

まず、この質問をする前にきちんとお話をしておきたいのですが、大前提として、令和7年11月定例議会の清風会の久世高裕議員の質問に対する市長、教育長の答弁に反論するものではありません。むしろ私どもの会派は、広大な面積の犬山市ですから、それぞれの地域にそれぞれの特性に合わせた学校は必要であると訴えてきました。ですから、むしろ現状では大いに賛同するところであります。

先日、地域は伏せますが、ふれあいサロンに伺った際に、地域住民の方に、孫が今度1年生に上がるが、6年間は大丈夫かと尋ねられました。さきの市長の答弁もありましたので、急激な変化はないとはお答えできましたが、6年間は大丈夫だよとはお答えができませんでした。長期的な展望となると、一抹の不安を覚えるからであります。

そこで、民生文教委員としてやってきて1年になろうとするこの機会に、10年、20年先を見据えた持続性について教育費の視点で考え、主張は主張としてありますが、不都合な真実があれば、それにも向き合いたいとの思いで質問を決めました。

その上で、何でもいいので、物差しが欲しいと思い、準備したのが地方交付税の標準財政規模であります。もともと地方交付税については、地域公共交通を公助として守っていく立場で、分からないなりに研究をしてまいりました。その政務活動の一環で購入した書籍の一つに、一般財団法人地方財務協会が発行する地方交付税制度解説というのがあります。この単位費用編には、国が一方的に定めたものではあります。標準団体または標準施設の測

定単位で行政規模が示されております。

これによりますと、例え話にはなりますが、消防費で言えば10万人を1単位とした場合、消防本部を1つ持ち、例えば、消防団で言えば15分団583人、これが国の定めた行政規模になるかと思えます。

本題の教育費であります。児童生徒数が単位になっております。小学校で言えば630人、18学級、中学校で言えば600人、15学級が標準的な学校1校の想定であります。

何度も申し上げますが、あくまで国が一方的に定めた物差しですが、逆に言えばこの基準でしかお金は面倒を見てくれないとも捉えられます。

この国の物差しと市の考え方の差というのは当然生まれますが、その差がどのような事情で生まれて、どの程度の差なのかは、持続性の分析に重要と考えます。

長々としゃべりましたが、そこで質問をいたします。要旨1点目です。本市の小学校費、中学校費の基準財政需要額との差額について伺いたいであります。

1つ目として、令和7年度における教育費分の基準財政需要額は幾らか。

2つ目として、小学校費、中学校費の内訳は幾らか。

3つ目といたしまして、本市は給食を自校方式で実施するなど、教育には力を入れております。標準モデルを上回る規模、コスト構造になっているとは推察をいたしますが、基準財政需要額との差額は、小学校、中学校、それぞれ幾らかお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

地方交付税制度における教育費は、普通交付税の基準財政需要額として、小学校費、中学校費、高等学校費、その他の教育費に区分して算定します。

令和7年度の本市における教育費全体の基準財政需要額は10億571万7,000円であり、そのうち、小学校費は4億3,629万3,000円、中学校費は1億9,770万7,000円となっています。

令和7年度一般会計当初予算における小学校費は11億146万9,000円、中学校費は6億2,786万4,000円であり、基準財政需要額との差額は、小学校費で6億6,517万6,000円、中学校費で4億3,015万7,000円となっています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。基準財政需要額との差額は小学校費で約6億円、中学校費で約4億円ということで、私の勝手な認識ですが、歳入全体に占める地方交付税の交付額、そのことを思えば、思いのほか上振れはしていなかったなという印象です。むしろ費用面からも、現状は適切に教育に力を入れた数字だと感じました。欲を言えば、令和7年度の数字だけを見ると、教育にもっとお金を入れてもいいのかなとも思いました。

再質問をお願いいたします。

私はこの程度の上振れなら、教育に力を入れる犬山市としては当然の数字だと感じました。さきの質問でも触れましたが、犬山市は独自の特色ある教育を行っております。私もそれが

魅力だと思っていますし、食べるのが大好きな私からすると、自校方式の温かい給食は本当によいと思います。

この年になっても、小中学校の給食は本当においしかったというふうに思い出します。私の話ですが、高校に行ったときに弁当になりました。足りないところをカップラーメンで満たそうとしたのが人生における不摂生の始まりだと思っています。

さて、話を戻しますが、犬山市ではコストになることは承知の上で、少人数学級の編成であったり、独自に教員を採用するなど、特色のある教育を行っております。それらの実際のコストはどれくらいか、コストに見合う成果、メリットをどのように評価をしているのか再質問でお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君）再質問にお答えします。

令和8年度予算ベースでお答えします。

少人数学級編制のため市独自で令和8年度に任用する者としては、常勤講師2名、非常勤講師3名で、経費は、2,200万円ほどになります。

少人数授業やT T授業、小学校の教科担任制対応のために任用する者としては、非常勤講師35名、英語指導講師、通称NETが5名で、経費は、1億9,200万円ほどになります。

そのほかにも学校現場への人的配置として、小学校費、中学校費に計上しているのは、事務職、学校図書館司書、特別支援教育支援員があり、1億5,300万円ほどになります。

給食実施に係る経費は、給食調理業務委託料が2億6,000万円、施設管理委託料が800万円、機器借上料や備品購入費が1,800万円、消耗品や修繕料が1,100万円、学校に配置する市栄養職員が正規職員、フルタイム会計年度任用職員を合わせ8名で、5,300万円となり、食材費である賄材料費を除き、3億5,000万円ほどかかることとなります。

少人数学級については、ようやく国、県の対応で中学2年生まで35人学級編制となり、犬山市の取組に追いついてきたところです。

少人数での学び合いの授業づくりによる学習では、仲間との関わり合いを大切にしながら、仲間との協働によって問題解決に取り組み、その過程で、自ら課題を見つけ、仲間の多様な考え方に学びながら、自らの考えを深め、自らの学びを振り返るという主体的な学習を展開することになり、「自ら学ぶ力」を育成する確かな手段であると言えます。

子ども一人一人に目が行き届き、きめ細やかな指導や支援、個に応じた的確な指導が可能な環境で、自らの力を育むことできるのは、児童生徒にとっても大きなメリットであると考えます。

また、給食の自校方式は、共同調理場方式と比べ運営コストが高くなる傾向にありますが、出来たての温かい給食が食べられること、作り手が見え、給食の匂いを感じることで子どもの食への関心や食べる意欲を高めることができます。

学校行事に合わせた給食の提供や、学校で育てた野菜を取り入れるなど、各学校の実状に合わせた給食の提供や、きめ細かなアレルギー対応ができるなど、児童生徒への直接的なメ

リットが大きく、犬山市が目指す生きた教材となる給食に直結する必要な経費であると認識しております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

そもそも、さきの令和7年度の基準財政需要額との差額もそうですが、ヒアリングの雰囲気とは裏腹に、大変堅実的な数字が出てきたように思います。議員18人、この数字を聞いてイメージはそれぞれあると思いますが、私は費用面からも、現状はかけているコスト以上のメリットを感じました。

再々質問をお願いします。

さきの質問、再質問の答弁から、犬山市の特色のある教育について、ますますメリットを感じました。住民の誇りの醸成、「住むまち いぬやま」として、さらにメリットを発信していくべきと考えますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。再々質問をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

犬山で育む子ども像の中核は「自ら学ぶ力」であり、その育成のために欠かせない教育環境が、少人数学級、少人数授業・TT授業です。

自校方式での給食は、先に答弁しましたように、子どもへのよい効果があるもので、先月、2月号の広報犬山でも特集記事で発信をしたところです。

犬山市を紹介する際に、学校教育に触れる折には、この2つは、これまでも一貫して周知してきましたし、「住むまち いぬやま」として移住定住促進に向けて政策をまとめる際にも、特に記載しているところですので、引き続き様々な形で市の魅力の一つとして発信してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 答弁ありがとうございました。広報犬山2月号は私も拝見をいたしました。楽しく給食を食べる子どもたちを表紙に、2ページ、3ページ目に大きく掲載されていてよかったと思います。私としては、市内外に向けてもっともっと発信していてもよいと思いますので、本日の答弁に期待をしたいと思います。

次の要旨に移ります。要旨2点目、本市の小学校費、中学校費の長期目線での将来想定について伺いたいであります。

基準財政需要額との差額、特色のある教育に係る費用を伺って、市長、教育長が小学校10校、中学校4校を残していくという政策判断をされたことは改めて納得をいたしました。

ヒアリングをした際の感触では、もっと乖離した数字が出てきて、私どもは教育にはお金をかけるべきだと主張しているんですが、直ちに問題提起をしなければならない金額が出るのではないかと内心不安でした。私が勝手に思っていることですが、よい数字だと思いましたが、中期的にはこれでいいのかなというふうに思います。ですが、長期的には不安が拭えません。

そこで確認したいのが数字であります。先にも紹介をした地方交付税制度解説の単位費用篇に記載された小学校費、中学校費を、単純に犬山市の児童生徒数で割り戻した際の学校数は、本市の学校数と比べて、当然ですが小さな数字でした。犬山市の地域特性を度外視して標準的行政水準で言えば、小学校、中学校は何校が妥当という数字になるのか、算定基礎として、小学校、中学校を何校として計算をしているのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

地方交付税制度における小学校費と中学校費の基準財政需要額は、国が定める単位費用に、児童生徒数、学級数、学校数の測定単位を乗じ、さらに各種補正係数を適用して算定される仕組みとなっています。

この単位費用は、全国的な標準的行政水準を前提として国が定めるものであり、その算定に当たっては、標準施設規模の考え方を基礎としています。

小学校の場合、標準施設規模として、先ほど議員がおっしゃいました1校当たり児童数630人、18学級であり、中学校の場合、1校当たり児童数600人、15学級と示されています。

標準施設規模は、基準財政需要額を算定する上での基礎的な考え方が示されているものであり、地方交付税制度においては、小中学校の適正な学校数は示されていません。

なお、学校教育法施行規則において、学級数の標準については定められていますが、学校数そのものについて全国一律の基準が示されておらず、学校配置は、地域の実情を踏まえ、自治体が判断するものとされています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。答弁内容は理解をいたしましたし、おっしゃられるように学校配置は当然、地域の実情を踏まえて、本市として判断すべきだと思います。

質問の仕方もあったのかなとは思いますが、冒頭申し上げたように、特別な事情を除けば、この単位費用の比率ぐらいでしか国は金銭的な面倒を見てくれないというふうにも思っております。

再質問をお願いいたします。

現在の地方交付税の標準的行政水準と実際の教育費との差額や、標準モデルを上回る規模、コスト構造については大いに納得をいたしました。今後、児童生徒数が減少していきます。そもそも本市の人口も減少をしていきます。多少地方交付税が増えても、市税収入の心配もあります。本日は伺いませんでしたが、インフレ下での施設更新が課題にもなってきます。中期目線では既に納得をしております。10年、20年後の将来を見渡したとき、どうやって持続をしていくのか、経営の観点でお伺いをしたいと思います。再質問でお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

学校施設に限らず、公共施設の維持管理には、日常の管理運営経費に加え、施設の更新費用や修繕費といった資本的経費が必要となることから、人口動向や財政状況を踏まえた検討が重要であると認識しています。

児童数の減少が進行した場合には、将来的に施設規模と利用実態との間に乖離が生じる可能性もありますので、将来を見据え、児童数推計や施設の老朽化状況を踏まえながら、計画的な更新・長寿命化・再配置について検討していく必要があります。

また、学校施設は、地域コミュニティや防災拠点としての機能も有していることから、教育的観点だけでなく、地域の実情も十分に踏まえた上で判断すべきものであります。

このため、施設更新については、学校施設単体ではなく、公共施設全体のマネジメントの中で、総合的に検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。端的ではありますが、重要な部分は答弁をいただきました。おっしゃられるように、学校施設は、地域のコミュニティや防災拠点としての機能が極めて大きいと理解をしております。また、公共施設全体のマネジメントは大変重要です。

市民生活で何を最優先するか、市税投入の優先順位というのは、生活に直結するもの、地域コミュニティの醸成や防災力の強化は最も優先すべきものと考えます。その視点での総合的な検討に期待をしたいと思います。

次の要旨に移ります。要旨3点目です。この要旨3と4は、どちらを先に質問しようかと迷いましたが、本来は要旨4、こちらのほうがまとまりがよいのかなとも思いました。ですが、地方交付税で言えば、同じ中学校費、小学校費になりますので、まずは要旨3、地方交付税制度からのスクールバスについて伺いたいであります。

スクールバスについては、以前から相当ご意見をいただいております。おまえ、交通の専門家だからしっかりしろよと、大変厳しいご意見もいただいております。しかし、専門家というか、交通屋だからこそ、質問しづらいとも思っていたのですが、今回、民生文教委員をやらせていただいて、一定の踏ん切りをつけて質問をすることとしました。

既にスクールバスの必要性については、ここで述べるまでもないと思っております。各地域から声があり、中にはわん丸君バスでの通学を始めたところもあります。そして、ダイヤの改正の要望をいただいているほどです。

また、そういった声に耳を傾け、着実に改善を続ける本市の防災交通課、学校教育課をはじめ、関係の方々には頭が下がる思いです。

しかし、スクールバスへのご意見は、通学安全の面も含めて大きくなっております。調べていく中というより、経営改善課で地方交付税についていろいろとご教示をいただいたところ、同じ地方交付税制度解説でも補正係数基準財政収入額篇には、スクールバスの記載があることを知りました。

これまでスクールバスを実現するには、学校を統合することが前提条件だと思っております。それが質問ができなかった理由ですが、どうやらそうでもないとの期待が芽生えたた

め、まずはこの質問をいたします。

制度として、犬山市は地方交付税にスクールバスが参入できると思うがどうか。また、できるのであれば、どの程度の額になるのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

小学校費と中学校費の基準財政需要額のうち、「児童生徒数」を基礎数値として算定する際に、スクールバスの保有台数を基礎とした補正が設けられており、通学条件に配慮した加算が行われます。

スクールバスは、運転手を除いた定員10人以上のものであること、スクールバスを児童生徒の通学以外の目的と併用で運行する場合は、児童生徒の登下校に支障がないことなどの条件を満たすものが対象となります。

現在のわん丸君バスによる対応は、朝の通学時間帯の特別便であるため、児童生徒の登下校におけるスクールバスとしては対象とすることができません。

なお、今後、本市において交付税算入の対象となるスクールバスを導入したと仮定して試算しますと、1台当たり約600万円が基準財政需要額に加算されることになる見込みです。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。本市においてはスクールバスを導入した場合には、1台当たり600万円が基準財政需要額に加算をされるということで理解をしました。しかしながら、運転手の確保と、最近ではバスの購入が難しく、維持管理コストなど、様々な弊害があると理解をしています。今日は一つの情報として持ち帰りたいと思います。

再質問をさせていただきます。

今度はスクールバスについて若干辛辣なほうの質問になります。仮説というか、これまで信じてきた情報に基づく質問になります。

あくまで仮定の話ですが、結局のところ、本市で現実的なスクールバスの実施方法としては、学校統合をして、小学生で4キロ以上、中学生で6キロ以上の通学経路となる場合のへき地児童生徒援助費等補助金、これを活用した運行となるのか、当局の考え方を伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

ただいま議員より紹介のありました、へき地児童生徒援助費等補助金は、僻地学校、過疎地域等、学校統合による遠距離通学の児童生徒の通学条件を緩和するための補助金です。この補助は、スクールバス導入に対する文部科学省の補助制度であり、スクールバス本体の購入や運行に係る経費が対象となります。

補助率は2分の1ですが、学校の統合を原因として、通学距離が伸びて、片道の通学距離が、児童にあっては4キロ上、生徒にあっては6キロ以上となった人数が算定の対象となります。

また、運行に係る補助は5年間の限定であり、初期導入に対する補助です。

繰り返しになりますが、犬山市には、僻地学校や過疎地域等に該当する学校はありませんので、補助金の対象となり得るとしたら、学校統合により遠距離通学となる場合のみとなります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今の答弁で私が信じてきた情報も若干間違っていたと認識をいたしました。このへき地児童生徒援助費等補助金を活用する場合に、児童にあっては4キロ以上、生徒にあっては6キロ以上の通学距離が対象となるため、本市が活用するのであれば、学校統合による遠距離通学が発生した場合というのは認識のとおりでしたが、5年間限定ということは今の答弁で理解をいたしました。5年を経過すると、さきの質問で答弁をいただいた1台当たり600万円の基準財政需要額の加算のみということで理解をいたしました。

スクールバスについては、そうそう簡単でもないですし、これからの犬山の交通政策の改善にも期待をしておりますので、今日のところは、いただいた情報を持ち帰り、整理をして、どこかのタイミングで改めてまた質問できたらいいかなと思っております。

次の要旨に移ります。要旨4点目になります。その他教育費（社会教育費、保健体育費等）の基準財政需要額との比較を伺いたいであります。

地方交付税制度解説の単位費用篇では、小学校費、中学校費とは別の、その他教育費というものがあります。いわゆる公民館や図書館、スポーツ施設などになるろうかと思えます。今後、施設の老朽化の進行により、維持管理コストの増大が見込まれる中、施設の現場では維持補修に対応できないというような声も伺います。要旨1と同様に、社会教育施設の維持管理と財政構造についても、基準財政需要額との比較をお伺いしたいと思います。

また公民館、スポーツ施設などに関係する算定額は概算で幾らか、基準財政需要額との実際の支出額を比較するとどうか、合わせてお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

令和7年度の本市における教育費分の基準財政需要額のうち、教育委員会の運営に関する教育委員会費や、文化財関係や芸術講演事業に関する社会教育費、公民館や図書館の運営に関する社会教育施設費、スポーツ施設の運営に関する保健体育費などが含まれる「その他教育費」の費目は3億7,171万7,000円となっています。

その他教育費の算定に当たっては、人口を測定単位として、国が定める単位費用に人口規模に応じた補正係数を適用する仕組みとなっており、個別の施設ごとに需要額を積み上げて算定する方式ではありません。

そのため、公民館やスポーツ施設といった個々の施設単位で基準財政需要額を算出することはできませんので、単位費用の積算根拠に基づく案分により概算額を算出する方法となります。

この方法で算出しますと、公民館費は1,604万9,000円、スポーツ施設の経費が含まれる保健体育費は6,114万3,000円となります。

令和7年度一般会計当初予算における公民館費は4,245万4,000円、保健体育費は5億5,693万2,000円であり、基準財政需要額の概算額との差額は、公民館費で2,640万5,000円、保健体育費は4億9,578万9,000円となります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。要旨1点目の時点で、堅実な数字が出てきていましたので、その他教育費についても、堅実的な数字が出てきたというふうに思いました。

現状だけ見ていると、犬山市は社会教育には力を入れていくという意思表示とともに、しっかり経営がされているというふうに感じました。

再質問いたします。

そうなってくると、施設の現場では、維持管理補修に対応できていないとの話から、どのような配分をされているのかが気になるところであります。こういった捉え方が正解かどうか分かりませんが、どの分野に重点的に配分されているのか、お伺いしたいと思います。再質問でお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

地方交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を総額として交付する制度であり、特定の費目に充当することを前提とした目的別財源ではなく、一般財源として自治体の裁量に委ねられているものです。

そのため、「その他教育費分の交付税がどの分野に重点的に配分されているか」という形で整理することは、制度上できません。

一方で、本市における予算編成では、施設の安全確保や老朽化対策など、緊急性・重要性の高いものを優先しながら、一般財源全体の中で必要な財源配分を行っています。

したがって、地方交付税は特定の分野にひもづいているものではありませんが、結果として、教育環境の確保や施設機能の維持に資する財源として活用されているものと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。おっしゃられるように、交付税を含んだ一般財源としての話になろうかと思えます。この後の質問が本題ですので、本日のところは細かな個別の話はやめておきたいと思えます。

ただ、安全確保や老朽化対策など、緊急性、重要性の高いものを優先しながらやっている

ということで理解をいたしました。

最後の要旨に移ります。要旨5点目、持続可能性を検証するため、基準財政需要額と決算の差額と増減要因を分析するべきではないかであります。

本日の質問はとどのつまり、10年後、20年後の準備のため、不都合な部分にも目を向けて持続可能な公教育というものを模索するべきではないかという部分にありました。私の思いとしては、まず職員、学校教員にきちんと給料をお支払いする。退職金をお支払いする。施設の維持管理ができるベースがしっかりしていて、児童生徒が学校に行くのに困らない。貧富の差はあっても、学校へ行ってひとしく教育が受けられる、給食が食べられる、そういった当たり前のことが当たり前にできることが持続の基本だと考えています。

それが10年後、20年後、できる予想がついているかどうか、予測をしているかどうか。これまでは市長、学校長をはじめ、皆様で学校を守ってきて、今日の小学校10校、中学校4校であります。大変素晴らしいことだと思いますが、これから10年後、20年後、持続して公の学校教育を守っていくためには、教育費が増えることではなく、なぜ増えたか。減る場合も一緒です。分析が必要だと考えます。

どんなに頑張っても将来人口が減少します。インフレの状況で、施設管理や更新もあります。ここ数年では世界各地で戦争も始まりました。経済も、教育を取り巻く環境もますます状況が私たちにとって不都合になると予測できます。基準財政需要額と決算の実質支出を比較して、標準的行政水準と実質コストのギャップを分析しておくべきではないかと考えますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

地方交付税の基準財政需要額は、国が示す標準的な行政水準を前提として算定されるものであり、本市の個別施設の老朽化状況や更新時期を直接反映する仕組みではありません。そのため、基準財政需要額と実際の決算額を単純に比較した差額をもって施設維持の持続可能性を判断することはできません。

しかしながら、財政運営の健全性を確保する観点から、基準財政需要額と実支出の乖離状況やその要因を把握することは、財政構造の分析資料の一つとして有効と考えます。このため、財政シミュレーション作成時や当初予算編成時に分析を行い、地方交付税シミュレーションを作成し、財政運営上の検討資料として活用しています。

いずれにしましても、公共施設の老朽化が進んでいる中で、ファシリティマネジメントは喫緊の課題と捉えており、公共施設の現状の分析や財政状況はもちろんのこと、将来人口や後年度負担の見通しを総合的に分析した上で検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。私どもとしては、ファシリティマネジメントと聞くと大変ナーバスになる部分もありますが、本日は不都合な部分も受け止めるつもりで無礼も承知で質問をいたしました。

財政構造の分析資料の一部として有効との認識も一致しましたので、私も納得して、今日の質問で得た情報を持ち帰りたいと思います。

いずれにしましても、基準財政需要額と実際の教育費の差額などを伺いながら、これまで教育に力を入れつつも、しっかり教育をされてきたことが改めて分かりました。

今年度で滝教育長が退任をされると伺っております。これまで様々なご苦勞もあつたと存じます。様々な問題に直面されたこともあるかと思いますが、学校教育を守り抜いてこられたことに最大の敬意を表しつつ、次の質問に移りたいと思います。

件名3、施政方針であります。

本議会初日の市長の施政方針演説の中で、自治体情報システムについて安定稼働を最優先事項とありました。まずは年末年始に登庁されて、自治体情報システム標準化に対応いただいた職員、関係者の皆様に感謝の言葉を贈りたいと思います。ありがとうございます。

この自治体情報システムが安定しているのかという質問ですが、さきの補正予算審議の際、久世高裕議員の質疑に対し、安定しているとの答弁はいただいております。今日は改めて稼働状況、標準準拠システムとデータ連携を行う関連システムを含めて、移行の状況を伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

「自治体情報システムの標準化」への対応として、標準化対象業務については、年末年始期間中にシステム移行を行い、1月5日より本稼働を開始しました。

また、標準準拠システムとデータ連携を行う一部の関連システムについても、今年度中に移行を完了させる予定です。

したがいまして、9月議会において小川議員の一般質問でお答えしたスケジュールどおり、この標準化事業は完了する見込みです。

標準準拠システムの本稼働後は、システム停止を伴うような大きな障害は発生することなく、業務に支障は出ていません。

今後は、全国的なガバメントクラウドの障害などの影響を最低限に抑えるためのシステムを市役所庁舎内に構築するなど、システムのさらなる安定稼働に向けて取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。令和7年9月定例議会で質問させていただいた答弁のとおり順調に進んでおり、システムのさらなる安定稼働に向けて取り組むということで安心をいたしました。

これで私、5番、小川隆広の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

再 開
午前11時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

通告による早退、1番 丸山幸治議員。

一般質問を続行いたします。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創犬会、玉置幸哉でございます。議長にお許しをいただきました4件の一般質問を順次行っていきたいというふうに思います。

件名1、さら・さくらの湯の今後の在り方についてであります。

令和7年11月定例議会で、さら・さくらの湯の入浴料、市内外の方についての質問をしております。答弁は、今年度末までに方向性を出されるということでありました。施政方針演説では存続するということが述べられております。翌日の中日新聞にも少し書かれておりましたけれども、私はこの議会で質問させていただいて、提案もしてきておりますので、改めてやっぱり議会の場でしっかりと聞いていきたいというふうに思いますので、さら・さくらの湯、今後どうしていくのか。存続するということがありますので、その理由も含めてお尋ねをします。

合わせて、市内外の入浴料についてどうなるのか、お示しをいただきたいと思っております。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 玉置議員の質問にお答えを申し上げます。

改めて申し上げます。さら・さくらの湯は残すと判断をさせていただきました。

存続するかの判断については、令和7年11月定例議会でお示した「利用状況」と、「持続可能な運営」、そして、「市民健康館全体として果たすべき役割」の3つの観点から分析と検討を重ねた結果であります。

その理由を申し上げます。

まず、「利用状況」です。令和4年度には、温泉水から水道水への切り替えと、コロナにより約4万4,000人まで落ち込みました。その後は回復し、令和7年度は、その2倍近くの約8万7,000人の利用が見込まれています。令和6年度との比較でも、約20%の増加であります。半数近くが市外の方の利用ですが、民間の入浴施設が減っている状況でもあり、今なお入浴施設に対する市民皆さんのニーズが多くあることが確認できたからです。

次に、「持続可能な運営」についてです。

これまでのご質疑のとおり、さら・さくらの湯は、1年当たり3,000万円を超える赤字が続いています。決して小さくない財政負担であります。令和7年11月定例議会の一般質問に

おける玉置議員からのご指摘のとおり、市外の方の利用が多い点も考慮しながら、利用料を見直すことで、収支の改善を図ります。

これまで平成13年度の開館以来、消費税率の引上げに伴う改定以外の見直しは行ってきませんでした。令和9年4月から、全体としての引上げを考えています。ただ、犬山市民で、特に常連の方を優遇する料金体系とすることも考えています。民間施設の料金も考慮しながら、令和8年9月定例議会に改めて条例改正案を提出させていただきたいと思っています。

さら・さくらの湯の今後については、ただいま申し上げたとおりです。施政方針でも申し上げているとおり、3つ目の観点の「市民健康館全体としての果たすべき役割」について検討を重ねた結果、保健センターの移転など、市民健康館には大きな変化を予定しています。これらは、単なる移転ではありません。機能の高度化を考えてのことでもあります。

これから附属機関や関係団体などと協議、調整を図っていきます。時間をかけて、丁寧に市民皆さんへの説明を行いながら、市民皆さんの健康を守っていく市民健康館を創造してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 市長答弁ありがとうございました。市としての考え方、市長としての思いが伝わってくるころではございます。

ただ、しかし、令和9年4月ということで、ちょっと時間軸が、いろんな改正があったり、いろんな検討もしなければいけない、条例改正等々もあるということで、先になるなということとは自分の中ではもう少し時間軸が考えられてもよかったのかなど。

というのは、運営する限りは、やっぱり3,000万円超える赤字が出ているというのが今の答弁でもあったように、1年間動けば、やっぱりそれだけの財政負担があるというふうに僕は思っていますので、一定の理解はするところではありますが、スピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、件名2つ目に参ります。尾張北部聖苑についてであります。

要旨2つに分けて、要旨1つ目、現在の利用状況についてであります。

マスコミの報道などを見ていると、東京など人口が増えている自治体は、火葬の予約がいっぱいで、火葬待ちがあるようです。当市は3市2町による共同で火葬業務を行っていますが、施設の老朽化などの状況もあり、炉のメンテナンスなどが現状進められているというふうに思います。

また、名古屋市の八事葬祭場は現在建て替えをしており、2028年6月まで火葬業務が停止をされているので、火葬待ちがあるのではないかとこのふうにも思っています。

また、加えて、この近隣等々で大規模な災害が発生して、火葬待ちがあった場合、尾張北部聖苑が受入れとなつてはいかがかというふうに思いますが、見解をお示しいただきたいと思っています。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

議員お示しのとおり、東京など人口の多い都市部では、火葬までに数日間待つていただくという「火葬待ち」という状況があると聞きますが、尾張北部聖苑においては、火葬の件数が多過ぎて火葬待ちをしなくてはいけないという事態には至っておらず、申込みをしていたら、通常どおり火葬を行うことができるという状況でございます。

そのため、名古屋市や近隣市町など、尾張北部聖苑の組合構成市町以外の方が、火葬待ちなどの理由によって、尾張北部聖苑を使用したいと申込みがあった場合、施設の利用状況を踏まえた上で、組合で定められた使用料金により、受入れを行うことは可能です。

また、大規模災害による火葬待ちが発生した場合においては、愛知県が中部9県と「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」を締結、そのほかに、愛知県内の主要火葬場34か所間で協定を締結しており、災害で聖苑が使用できなくなった場合や、協定を結んでいる火葬場が使用できなくなった場合に、遺体の火葬、火葬業務に必要な物資の提供やあっせん、火葬場の業務に係る人員の派遣などについて相互で協力できるようにしております。

災害時はそれらの覚書や協定に基づいて対応を行いますので、名古屋市や近隣の火葬を受入れすることも可能でございます。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。内容についてはよく分かりました。

既に中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書を締結されているということで、何かあったときには、やっぱりお互いの協力し合うということでもありますし、今もう既に空きがあれば、申出があれば受け入れられるということですので、ぜひそういった柔軟な対応でお願いしたいと思います。

それでは、要旨の2、炉の大きさについてであります。

これは市民の方から私のところに寄せられた声であります。尾張北部聖苑は平成元年4月から供用開始をされています。稼働年数としましては37年だというふうに思います。そんな中で、日本人の平均身長、これは厚生労働省のデータからですが、1950年代、30歳男性で160.3センチ、2025年30代男性で平均身長が170センチを超えています。そうすると、供用開始をした頃にお亡くなりになられた方と現状の方の身長が、平均で10センチほど違っている、10センチ大きくなっているというふうになります。お棺も大きくなっているようです。棺おけの標準サイズは180センチほど、亡くなられた方の身長プラス10から15センチを目安に選ぶようです。亡くなられた後、死後硬直で爪先が伸びるために、そういうふうに言われています。しかし、炉に入る棺の大きさは決まっているので、ご遺体の膝を曲げて棺に納められている、そういう場合もあるというふうに聞き及んでいます。

ご遺族によっては、亡くなられてから遺体に触れないでほしい、そういう思いもあるようで、こういった問題もある中で、現在、火葬炉のメンテナンスをしているこのタイミングで、1基もしくは2基だけでも炉を少し大きく長くできないかと思いますが、答弁をお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

尾張北部聖苑は、平成元年4月に供用開始しており、その間、議員ご指摘のとおり、日本人の平均身長が伸び、棺も大きくなってきている状況に対して、火葬炉のサイズはそのままであるため、ご遺族の方には残念なお気持ちにさせてしまっている場合もあると聞いております。

そこで、議員がご提案される、現在行われている火葬炉のメンテナンスに合わせて、火葬炉を少し大きくしてはどうかとのことですが、尾張北部聖苑を管理している愛北広域事務組合に確認したところ、メンテナンスの範囲で、大きな棺に対応できるように炉を改修することはできないとのことでした。

大きな棺に対応させるには、新しい火葬炉に取り換え、さらに火葬炉を取り囲む施設の一部も含めた大改修が必要となります。費用も大きなものになるとの回答でした。

いずれにしましても、議員が市民の方の思いを代表して示された今回のご意見、ご提案につきましても、愛北広域事務組合構成市町の一員である犬山市として受け止め、組合に伝えてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。組合があることも重々承知なんですけど、今回は犬山市民の方からちょっと聞いてくれということもあったんで、議会のほうからも議員が出ておりますが、取り上げさせていただきました。

結論から行くと、やっぱり難しいんでしょうね。素人考えでいくと、例えば1基、2基、今、改修している順番で行くと、できるのではないかなというような思いはあったんですが、平均身長、これ以上、日本人が高くなっていくということはないとは思いますが、今の平均身長は多分変わらない、そんなに縮まっていかないと思いますんで、本当はできればよかったですけど、もう多分、あそこの尾張北部聖苑を大規模改修するときでないと、今の答弁でいくと、できないのかなというふうには聞き取れましたんで、意見いただいた市民には、そのようにお伝えをしていきたいなというふうに思います。

件名3です。部活動の地域移行であります。

今、昨今、一番大きな話題というか、中学生のお子さんを持った親御さんは、すごく心配しているところでもありますし、私もスポーツをやっている中では、中学生の部活大丈夫かなというようなことを思っていました。そうしたところ、やっぱり今回もこの件についてはちょっと聞いてくれないかというような保護者の意見がありましたので、取り上げさせていただきます。

要旨は1点、現状の状況と課題についてでありますけど、当市では令和7年9月から部活動の地域移行に向けて、全ての休日で、休日合同クラブ、もしくは地域クラブが実施をされていると認識をしています。

ただ一方で、国の示した認定制度では、地域クラブとなっても、部活動のガイドラインに則した活動が求められるなど、引き続き学校の関与が続くことが求められています。

活動の時間にも縛りがあつたり、大会に出るには犬山市の子に限られるなど、部活動の受皿である地域クラブにどうして縛りができるのか、私は不思議でなりません。

地域クラブは社会スポーツだというふうに私は思っています。学校からは切り離されているというふうに自分では理解をしているんですが、現実にはそうじゃない。

また、日本中学校体育連盟が、大会の参加資格を決めています。これもどうなんだろう。

休日の部活動の地域移行については、教員の多忙化解消が目的の一つとして進められていますが、何か矛盾を感じるんですね。

また、地域クラブが日本中学校体育連盟主催の大会に参加するには、教育委員会から認定されないと大会に参加できなくなっており、生徒にとっては、残念なルールになっているように思います。

そういった矛盾がある中で、当市の現状と課題をお示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市では令和8年9月から休日における部活動を地域クラブとして実施できるよう、まずは運動部を中心に令和6年度から準備を進めており、その進捗は部活動地域移行ニュースを通して周知してきたところです。

種目それぞれの現状を把握し、課題を洗い出し、部活動地域移行検討委員会での協議や検討、学校関係者や関係団体などと協議を繰り返し、学校部活動として実施している運動種目に関しては、おおよそ地域で展開できる状況になってきました。

このように進めてきた中で、議員もご指摘のように、実践の場である大会への参加という「機会の保証」が大きな課題となっています。

令和7年12月に文部科学省から出された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動を進めている団体に参加している生徒が、大会やコンクールに円滑に出場できるよう、地域クラブ活動の認定制度を各市町村で設けることとされています。

議員ご案内の日本中学校体育連盟主催の大会参加については、この認定が条件となることから、犬山市では「犬山市地域クラブ認定要綱」を令和8年4月1日に制定し、部活動から発展した地域クラブで大会参加を希望される団体には認定を呼びかける予定です。

部活動の地域移行、地域展開の進捗は自治体によって様々であること、また国の動きも新たな展開が見込まれることから、なかなか先が見通せない状況ですが、地域や保護者の理解を得ながら、スポーツも文化も地域とともに展開されるよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。やっぱりそうなんだと、結論から行くと。教員の多忙化解消であるからこそ、社会スポーツに地域のほうに変わっていかねばいけないねというような始まりだったというふうに思っています。それに伴って市のほうもそういうように動いてきていると認識はしているんですけど、やっぱり取り巻く環境が変わってないなど、状況的に。大会に参加するのに、やっぱり教育委員会の認定がいるのとか

いうことになってしまうので、しかも限られた市内のメンバーでしか、その大会に参加できないということでもありますので、そうすると、地域クラブって何なのというところに、僕はいくんではないのかな。

直接ここで議論をして、教育委員会が関われないというところはあるとは思いますが。例えば日本中学校体育連盟のことを教育委員会が答弁できるかと言ったら、僕はそうじゃないというふうに思っていますので、今後はそこを巻き込んだ多分議論をしていかないと、なかなか社会スポーツに移行していくという中で、大会主催も運営も変わってないわけですから、そこにやっぱりメスを入れる必要があるなど。

これはやっぱり国に働きかけなければ変わらないのかな。でないと、その生徒たちの機会、先ほど機会というふうに答弁でも言われていましたけど、そういったものが奪われてしまうんではないかなというふうに私は思っています。

様々な種目によって濃淡はある。やっぱりスポーツだけではなくて、文化的なところもあるというふうに思います。

地域では、その生徒さんたちの活動を何とか機会を確保してあげようと、一生懸命新たな挑戦をされている方々もおみえになります。

保護者への負担もこれから色々出てくるというふうに思っています。

ただ、大きなこれは僕は変換だと思っていますんで、どうしてもそういう変わっていくときには仕方のないことかなというふうに思っています。

地域クラブは、今までの教員の皆さんが、その時間を費やしながらやってこられたことを代わりにやっていただいているんです。多分その方たちも仕事もあって、家庭もあって、教員の皆さんと、別に僕は変わりはない。そういう人たちが時間を費やしてご尽力をいただいているのに、なかなか大会に参加できない。うん、これはな、というところを思うわけでもありますので、今後もこの議会の中で、この部活動の今は地域移行というか地域展開と国は言っているみたいですが、このことについてはしっかりと今後も議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、次、件名4です。施政方針の中からです。

要旨は1点、予約管理システムの更新についてということでもあります。

今回、システムが新しくなるということで、我々も体育施設なんかを予約するわけですが、どういったところが変わってくるのかなということをお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

現在利用している「あいち共同利用型施設予約システム」では、オンライン上では空き状況の確認や仮予約までしかできず、本予約と施設の利用料を支払うためには、窓口にお越しいただく必要があります。

新しいシステムに移行した後は、利用者は自分のスマートフォンなどを使って、窓口にお越しいただくことなく、いつでもどこでも、施設の利用予約とキャッシュレス決済による利

用料の支払いが可能となる仕組みを整備してまいります。

これにより、利用者の利便性向上が期待できることから、対象となる施設を順次広げてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。窓口に来なくても、お金までスマホのほうでやれるということで、これは市の窓口にも来なくてもいいという市長のもともとの大きな方針がありますので、それに基づいたものだなというふうに理解をしました。

いろいろと変わっていく中で、先ほどの部活動の問題であったりとか、さら・さくらの問題であったりとか、市としても、この新しい年度、4月から始まる年度、施政方針に基づいて様々進められていくというふうに思いますが、私もしっかりと中身を確認をしながら、この議会の場でしっかりとチェックをしていきたいと思えます。

これで本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時27分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について、順次質問いたします。よろしくお願いいたします。

件名1、新郷瀬川改修事業（富士橋）についてであります。

過去にも岡議員をはじめ多くの議員の方が一般質問されていますので、前段は省略させていただきます。早速質問に移らせていただきます。

要旨1、現状と今後の取組についてであります。

新郷瀬川の河川改修事業の現状と今後の取組について、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

新郷瀬川については、愛知県において、平成21年3月に策定した河川整備計画に基づき、塔野地橋から県道多治見犬山線の富士橋上流までの約3.4キロの区間を河川改修区間と位置づけています。

平成22年度より河川改修工事に着手し、現時点では、富士橋より下流3.0キロ区間の整備がおおむね完了しており、残りは400メートル区間となっています。

400メートル区間の河川改修では、富士橋の架け替えと併せて、県道多治見犬山線についても、桜海道交差点付近までの区間を、幅員16メートルへ拡幅整備する計画としています。

愛知県によりますと、令和6年度より富士橋交差点や県道多治見犬山線の拡幅後の形状に関する愛知県公安委員会との協議を行い、令和7年10月に協議が調ったとのことでした。

現在は、富士橋の架け替え工事期間中の県道多治見犬山線の迂回路計画について、愛知県公安委員会との協議を進めています。

また、令和7年12月9日に県道拡幅と迂回路に係る地権者の方を対象に、事業内容に関する説明会を開催しました。

令和8年度からは、河川改修及び県道拡幅に必要となる範囲の用地測量を進めるとのことです。

本市においては、残り400メートル区間の河川改修、富士橋の架け替え及び県道拡幅の早期完了に向けて、継続して愛知県へ要望するとともに、地元調整など積極的に協力してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。河川の改修区間3.4キロのうち約3キロ区間の整備がおおむね完了し、残りは約400メートルの区間となり、これからの河川改修では富士橋の架け替えと合わせて、県道多治見犬山線も桜街道交差点付近までの区間を16メートルへ拡幅整備する計画であることが確認できました。

また、昨年12月に県道拡幅と迂回路に係る地権者の方への説明会も開催されたことあり、さらに、来年度には用地測量が進められることが確認できました。

昨年末から富士橋の架け替えなどの工事が進み始めたと感じます。

先日3月1日日曜日に、長者町会館にて長者町自治会総会が行われました。私の挨拶の中で、富士橋の架け替え工事などの進捗状況を、本議会の一般質問で質問する旨お話をしました。

また、来賓で来られた愛知県議会議員からも、新郷瀬川の河川改修工事全般について話をされ、その中で、富士橋の架け替え工事等についても、今後どのぐらいの期間をかけて行うか等の説明がありました。

総会に参加された方々も非常に関心を持たれ、しっかりとお聞きになっていたように感じました。

今後、工事が予定されている県道多治見犬山線の富士橋や、富士橋から桜街道交差点までの区間などは、我々住民にとって市道富岡荒井線や羽黒駅方面に通じる大切な生活に直結した道路であります。

先ほどの答弁でも、地元調整等積極的に協力していただけるとありました。ぜひ住民の方への進捗状況などの情報提供や、早期完了に向けての県への要望に期待申し上げ、次の質問に移ります。

件名2、多文化共生についてであります。

近年、本市においても、外国人市民の数が年々増加しており、地域社会の中で多様な文化や価値観が共存する時代を迎えております。こうした中で、外国人市民の方が安心して暮らし、地域の一員として活躍していくためには、言語の壁を乗り越える支援が不可欠であり、日本語教育の充実がますます重要になってきております。

日本語を十分に理解できないことが、日常生活における不安や孤立感を生み出し、地域社会とのつながりを築く上での大きな障壁となっているという声も大きくあります。

特に行政手続や医療機関の利用、子どもの学校生活への対応など、生活のあらゆる場面で日本語の理解が求められる中、外国人市民の方にとって、日本語教室は単なる語学学習の場にとどまらず、地域との接点を持つ大切な機会となっています。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、日本語教室についてであります。

犬山市では、犬山国際交流協会が主催する日本語教室のほか、NPO法人の方々が日本語教室を開設し、外国人市民の方の支援に取り組んでいただいております。

これらの教室は、それぞれの地域の特性やニーズに応じた形で運営されており、ボランティア講師の方々などの熱意と努力によって支えられています。

しかしながら、これらの教室がどのような体制で運営をされているのか。具体的な実施形態については、十分に知られていないのが現状であります。

例えば、教室の開催頻度や対象者の範囲など、教室ごとに異なる運営実態があると考えられます。外国人市民の生活を支える基盤として、日本語教室の役割は、今後さらに重要性を増していくことが予想される中で、行政と民間団体が連携をし、持続可能な支援体制を構築していくことが求められていると考えます。

ここで伺いをいたします。

国際交流協会が実施している日本語教室、NPO法人が実施している日本語教室は、どのような単位や形態で実施されているのかお教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

犬山国際交流協会に委託しています「犬山日本語教室」は、毎週日曜日の午前中に、主に大人を対象として実施しており、日本語の習熟度に合わせて4クラスに分け、1クラス5名程度で行っています。

この日本語教室は、一年を通して行っていますが、継続した受講や途中からの受講でも日本語を学ぶことができるような工夫をして実施しています。

NPO法人が実施している日本語指導につきましては、学齢期ごとの学習支援を行いながら、日本語習得の支援を行っているもので、小学生を中心に、中学生や高校生の年齢までの

子どもたちやその保護者を対象に、切れ目ない支援をしています。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。2つの日本語教室が、それぞれの形態や単位で実施されていることが分かりました。

先日ある研修に参加をしたときに、日本語指導員の方が、私の教室では、低年齢の生徒が多いので、名前を覚えるときに名字ではなく下の名前を覚えさせている。ほかの日本語教室ではどのように名前を教えているのかなど話されていました。

他の日本語教室がそれぞれ独立して活動している現状において、教室間の連携や情報共有が十分に行われていないという課題も見受けられます。

また、教材の選定や指導方法、ボランティア講師の育成などに関しても、教室ごとに試行錯誤を重ねている状況があると伺っております。

こうした中で、日本語教室同士がつながりを持ち、情報やノウハウを共有し合うことは、教室の質の向上や運営の安定化につながると考えます。

さらに、学習者にとっても、複数の教室を柔軟に利用できるようになることで、より自分に合った学びの場を見つけやすくなり、継続的な学習が可能になるのではないのでしょうか。

また、教室間のネットワークが形成されることで、地域全体としての支援体制が強化され、外国人市民に対する支援の質と幅が広がることが期待されます。行政としても、こうした教室の連携等を促進する役割を果たすことが求められているのではと考えます。

多文化共生社会の実現に向けて、地域の力を結集し、持続可能な支援の仕組みを構築していくことが重要であると考えます。日本語教室のつながりを強化することは、その第一歩となるのではないのでしょうか。

ここで再質問いたします。

先ほど述べましたが、市内の日本語教室の教室同士のつながりが必要と考えますが、市の考えはいかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

日本語教室などが連携することで、指導の一貫性が保たれたり、成功や失敗の共有などができることにより、子どもやその保護者に多くのメリットがあり、同時に日本語指導員にとっても、指導方法の共有や悩みを共有できることなどによって、様々な負担軽減にもつながると考えています。

こうした連携は、犬山国際交流協会が実施している日本語教室とNPO法人が実施している日本語指導にとどまらず、学校の日本語指導も含めて必要なものと認識しています。

現在、市の附属機関である多文化共生推進会議の委員とともに、日本語初期指導教室を見学し理解を深めるなど、どのような連携ができるかを含め、よりよい日本語指導につながるよう努めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。ぜひ、それぞれの日本語教室が連携することで、よりよい日本語指導につながることに期待を申し上げます。

続きまして、要旨2、やさしい日本語についてお伺いをいたします。

近年、外国人市民の方の増加に伴い、言語の壁を越えた情報提供の重要性が高まっております。特に、災害時や緊急時においては、迅速かつ正確な情報を全ての住民に届けることが、命を守るために不可欠であります。

そうした中で注目されているのが、やさしい日本語の活用です。やさしい日本語とは、日本語を母語としない人々にも理解しやすいように、言葉や文法を簡略化し、平易な表現に言い換えた日本語のことを指します。

例えば、避難してくださいという表現を、逃げてくださいと言い換えることで、より多くの人に意味が伝わりやすくなります。ほかにも、これは避難所で使われた、実際に使われた言葉なのですが、日本語の中で、避難所ではまず受付を済ませてくださいという言葉がありますが、これをやさしい日本語に換えますと、避難所に来たら受付に行ってください。受付を済ませてくださいではなくて、行ってくださいというふうに換えてあります。また食物アレルギーとかで、アレルギーがある方は職員にお知らせくださいというのは、アレルギーがある人はスタッフに、職員ではなくてスタッフに言ってくださいというふうに換えられています。また、ごみに関しては、ごみは分別して、指定の場所に捨ててくださいというのは、ごみは分けて捨ててくださいというふうに言い換えられています。

このようにやさしい日本語は、過去の災害をきっかけに注目されるようになり、以降、災害時の情報伝達手段として、また日常生活における行政サービスの案内や、医療機関での説明など、様々な場面での活用が進められてきました。

特に災害時には、外国人住民が正確な情報を得られず、避難の遅れや混乱を招くケースも報告されており、命に関わる問題として真剣に取り組む必要があると考えます。

先日、会派の視察で、熊本県益城町を震災被害、被災者支援についてをテーマに視察してまいりました。

益城町では、2016年4月に発生した熊本地震で、役場庁舎も被災し、災害対策本部は外に設置されたとありました。このような中、避難所では、ほぼ全ての住民が避難者になり、避難所は混乱状態に、度重なる余震の影響で、避難所の外に避難する青空避難者や、車中泊避難者が町内全域に存在したともありました。また、最後の避難所を閉鎖したのは、発災から半年後の10月31日だったともありました。

そのような中、益城町にも外国人市民の方が暮らしており、避難所生活をされたとのことでもあります。視察の際にも、先ほど紹介したやさしい日本語を、益城町でも避難所生活の中で活用されたとありました。

本市におきましても、外国人住民の数が増加している中で、災害時の情報提供体制の整備は急務であり、やさしい日本語の導入はその一助となると考えます。

また、災害時に限らず、日常の行政サービスや地域の行事案内、学校や医療機関での対応など、様々な場面でやさしい日本語を活用することで、外国人市民の不安を軽減し、地域社会への参加を促すことができるのではないのでしょうか。

さらに、やさしい日本語は外国人の方だけではなく、高齢者や子ども、日本語に不慣れな方々にとっても理解しやすい表現であり、誰にとってもやさしい情報提供の手段であるとして、多様性を尊重する社会の実現に向けた有効なツールであると考えます。

こうした観点から、やさしい日本語の普及と活用は、単なる言語の問題にとどまらず、地域の防災力の向上や多文化共生の推進にもつながる重要な取組であると認識をしております。ここでお尋ねをいたします。

先ほど話しました熊本県益城町でも、震災の際、避難所などでやさしい日本語が活用されたと聞きますが、犬山市としてやさしい日本語をどう捉え、考えているのかお教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘の、「やさしい日本語」は、阪神・淡路大震災をきっかけに、災害情報を伝えるために生まれたとされており、ゆっくり話したり、漢字には平仮名で振り仮名を付けるなど、外国人、高齢者や障害のある人などに配慮し、分かりやすくした日本語のことです。

令和5年度に実施した「多文化共生に関するアンケート調査」でも、日本語がどのくらいできるかという問いに対して、ほとんどの方が、ゆっくり話したり、平仮名であれば日本語ができると答えており、このことは、やさしい日本語が有効であることを示しています。

市としましても、これまでも市ホームページや、多言語フェイスブックなどで、「やさしい日本語」での情報発信を行っておりますが、今後も利活用についての工夫や効率的・効果的な行政情報の発信に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。引き続き、やさしい日本語での情報発信に期待を申し上げます。

続いて、要旨3、多言語支援についてであります。

本市においても、外国人市民の増加が進む中で、言語の壁を越えた情報提供の重要性が高まってきております。

特に先ほどもありましたが、災害時には全ての住民が正確で迅速な情報を受け取り、適切な行動を取ることができる体制の整備が求められております。

言葉の違いによって必要な情報が伝わらず、避難の遅れや不安、混乱を招くことは、命に関わる重大な問題であります。

こうした課題に対応するため、犬山市では、避難所用多言語支援ボードを導入されたと伺っております。

この支援ボードは、避難所において、外国人市民の方が必要な情報を得られるよう、複数の言語で案内を表示したり、イラストやピクトグラムを用いて視覚的に情報を伝えたりするツールであります。言語に不慣れな方でも直感的に理解できるよう工夫されており、避難所での混乱を防ぎ、安心・安全な避難生活を支える役割を果たしております。このような取組は、災害時の多言語対応力を高める上で非常に有効であり、他自治体でも導入が進められて

いると聞いております。

ここでお尋ねをいたします。

災害発生時に避難所で活用する避難所用多言語支援ボードの導入した経緯と現状についてお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

災害発生時に避難所で活用できるよう、指さしによりコミュニケーションを可能とする、多言語支援ボードと、イラスト中心にやり取りができる「避難所でのお知らせ絵カード」を避難所携行品に加えています。

導入の経緯としましては、避難所における外国人市民への対応についての情報収集や、愛知県の防災訓練の中で紹介のあった先進自治体の事例を参考に導入をしたものです。

今後も、外国人市民の多国籍化も進んでいることから、対応言語や、コミュニケーションツールの選択肢を増やすなど、災害時の避難所支援の充実を図ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。対応言語やコミュニケーションツールの選択肢を増やしていただけることも確認できました。

多言語支援ボードが災害時の避難所生活で外国人市民の皆様を少しでも支援できるツールになることに期待申し上げます。

先ほどの質問に関連しまして、避難所用多言語支援ボードは、災害時の避難所に限らず、日常の様々な場面でも活用できる可能性があると考えます。例えば、公共施設での案内表示や窓口対応、学校や医療機関でのコミュニケーション支援など外国人市民の方が日常生活の中で直面する言語の壁を和らげる手段として、広く活用できるのではないのでしょうか。特に行政手続や公共サービスの利用においては、専門的な用語や複雑な手続が多く、日本語に不慣れな方にとっては大きな負担となっております。こうした場面で、多言語支援ボードを活用することで、外国人市民の方が自立して行動できる環境を整えることができ、地域社会への参加や定着にもつながると考えます。

また、災害時に限らず、日常的に多言語支援ツールを活用しておくことで、いざというときにもスムーズに対応できる体制が整います。平時からの備えとして、こうしたツールの活用を広げていくことは、防災力の向上にも寄与するものと考えます。

ここで再質問いたします。

犬山市としても、避難所以外の場面での多言語支援ボードの活用ができるかと考えるのか、今後どのように展開していくのか、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

指さしによる多言語支援ボードは、市の窓口でも有効なコミュニケーションツールであると考えております。

多言語でのコミュニケーション支援ボードの課題としては、定型的で選択肢が少ないものでないと、ボードの枚数や選択肢が多くなり過ぎて、かえって窓口でのコミュニケーションが難しくなる可能性があることです。

こうしたことから、現在は、多言語電話通訳を使う際に、外国人市民が話す言語が何語なのかを教えていただくために、指さしによる多言語支援ボードの活用をしているところです。

今後の外国人市民とのコミュニケーションの手段としては、通訳を基本としながらも、多言語支援ボードもコミュニケーションツールの一つとして、活用の拡大を検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。避難所以外でも有効な多言語支援ボードと考えます。ぜひ活用拡大の検討を進めていただけるよう期待を申し上げます。

ここで再々質問をさせていただきます。

多言語支援の取組として、もう一つ注目すべきなのが、市役所本庁舎の総合受付に設置されている多言語カードの活用です。これは外国人市民の方が窓口での手続や相談をスムーズに行えるよう、あらかじめ用意された多言語のフレーズや案内文を提示することで、職員の方との意思疎通を助けるツールであると思います。

こうしたカードは、言語の異なる住民にとって大きな安心材料となり、行政サービスへのアクセスを向上させる効果が期待されます。

また、職員の方の側にとっても、言葉の壁による対応の難しさを軽減し、より円滑な対応が可能となる点で、双方にとって有益な取組であると考えます。

しかしながら、実際にどの程度活用されているのか、どのような言語に対応しているのか、また、利用者や職員からの評価や課題についてはあまり知られていないのが現状であります。

今後、こうしたツールの有効性を高めるためには、現場での活用状況を把握し、必要に応じて改善や拡充を図っていくことが重要であると考えます。

そこでお尋ねをいたします。

市役所1階の総合受付に設置された多言語カードについて、どのような活用をされているのかお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再々質問にお答えします。

市役所本庁舎1階の総合受付に設置している多言語のカードは、来庁した外国人市民に通訳利用の意思表示をしてもらうことを目的として、今年の2月4日に設置しました。

このカードを設置した狙いとしては、外国人市民と市職員双方にある、通訳を使用するためらいを軽減し、利用促進につなげるものです。

外国人市民側には、通訳があるかどうか分からない、通訳を頼むのも申し訳ないというよ

うな気持ちがあり、市職員側には、日本語がある程度通じているのに通訳を使うと言い難いことや、通訳につながるまでの時間を待たせてしまうのが申し訳ないなどの心理が働くと言われています。

このカードにより、外国人市民は、理解できる言語の通訳があることが一目で分かり、職員は、窓口でカードを提示してもらうことで、ためらいなく通訳を利用します。

こうした取組が、利用が浸透しつつある多言語電話通訳の活用を推進し、正確な情報を伝達することにつながり、言葉の壁に起因する様々な問題を軽減する一助になると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からもお答えをさせていただきます。

諏訪議員からは、様々な視点で多文化共生における外国人市民皆さんの支援について質問をいただきました。私からは、もう少し広い観点で、考えを示させていただきます。

犬山市の外国人住民は、3,000人を超えました。これからも増えていくことが想定されています。そして、今後は長く住む人が増加すると思われます。その中で、日本に来た外国人の方は生活のため、まず仕事を探します。就労先は、非正規社員を選択する人が多いのが現状です。手っ取り早いからです。でも長続きしません。安定していないからです。

長く住むには、安定した雇用と収入の確保が必要で、正規社員として働くことを選択できることが大切です。正規社員として仕事に就いて、生活が安定をする。すると子どもにも投資ができる。さらには税金が納められて、退職後も安心できる環境のサイクルが重要なのだと思っています。

そこで、「就労」から「子育て」、「教育」、「高齢者」といったライフステージに沿った多文化共生社会の実現のために、多文化共生推進会議があります。多くの議論を重ね、外国人の実態調査を行いました。多文化共生の推進について様々協議をしています。そこから諏訪議員にお答えしたことなど、様々な事業展開を図っているところであります。

そこにある考えは、外国人市民皆さんが、「犬山が好きになった」「犬山に住み続けたい」「犬山の力になりたい」そんな思いになっていただきたいからです。そんな気持ちになってもらえるよう、引き続き市民皆さんと一緒に多文化共生の推進に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 市長からも答弁ありがとうございました。

来庁された外国人市民の方が、通訳利用の意思表示をしてもらうことを目的として設置されたことを確認できました。

ひっそりと設置されたものですから、最初は受付の前を通ったときに、何だろうと見てしまいました。ただ、こういう話を聞きまして、本当にすばらしい取組だなというふうに感じております。ぜひ一人でも多くの外国人市民の方に利用していただけるよう、さらなる周知をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

件名3、施政方針についてであります。

要旨1、「犬山市男女共同参画推進指針」の見直しに向けた市民意識調査についてであります。

犬山市では、平成30年に犬山市男女共同参画推進指針を次のように策定をされました。性別にかかわらず全ての人々が尊重され、自分らしく生きられる社会の実現を目指している。指針では、男女の人権尊重と意識啓発、家庭、地域、職場における共同参画の推進、安心して暮らせる環境づくり、そして、推進体制の整備といった4つの基本目標を掲げております。

具体的には、性別による固定的な役割分担の解消、女性の社会参画促進、DV防止や子育て支援の充実などが盛り込まれています。

市民、事業者、行政が連携をし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるための指針となっているとあります。

ここでお尋ねをいたします。

現在のジェンダー平等に関する犬山市の取組状況と、犬山市男女共同参画推進指針の見直しに向けた市民意識調査がどのようなものになるのかお教えをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

現在のジェンダー平等に関する取組につきましては、市広報紙やパネル、絵本などの展示による周知・啓発、子育てと女性の活躍を応援する勉強会の開催、出産・育児などで離職した女性の働き方に関する悩みを相談できる場の提供などに取り組んでいます。

また、市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度をはじめ、住民票の続柄に選択肢を増やす取組や、性的マイノリティの方々のシンボルである6色のレインボーで市役所本庁舎の階段を装飾したり、市窓口にレインボーフラッグを掲げるなどして、性的マイノリティの方々に安心感をもってもらうような取組を新たに進めているところです。

次に、「犬山市男女共同参画推進指針」は、令和10年3月に期限を迎えるため、その見直しに向けた市民意識調査を実施します。平成29年度に実施した前回の調査項目をベースに、新たな項目を加え、令和8年の夏頃に、2,000人程度を対象とした調査を実施する予定です。この調査を通じて市民の意識の変化やニーズなど、市の現状を把握しながら、性的マイノリティに関することを含めた内容に見直しを進めてまいります。

なお、ジェンダー平等に関する市の取組については、令和6年度に設置した「ジェンダー平等審議会」で協議しながら進めており、この市民意識調査や指針の見直しについても、審議会のご意見をいただきながら、国や県の方向性を考慮しつつ進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございます。犬山市男女共同参画推進指針の目的は、性別にかかわらず、全ての市民が個性と能力を十分に発揮し、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことにあるとあります。

今回の意識調査などが、市民一人一人が自分らしく生き、互いに支え合いながら暮らせるまちをつくるための土台となるよう期待申し上げ、次の質問に移ります。

要旨2、高齢者あんしん相談センターについてであります。

昨年9月定例議会の一般質問の中で、高齢者あんしん相談センターの相談支援業務に係る課題について質問させていただきました。答弁の中で、ケースが集中したときであったり、困難ケース、虐待等の対応にあっては、5名という限られた体制でありますので、必ずしも全ての対応が十分であるとは言いきれず、犬山市では常にセンターとの情報共有を行いながら、高齢者支援課で必要な支援であったり、指導というのを行っております。

センターの職員にかかる負担というのがだんだん大きくなってきております。そういったフォローも含めて、要となる人材確保が犬山市として考える一番の課題だというふうに考えておりますとの答弁でありました。

このような状況の中、施政方針の中で、今後も高齢者を取り巻く課題は多様化、複雑化することが見込まれており、その対応のため、高齢者あんしん相談センターの仕様を見直し、改めて運営事業者の選定に係るプロポーザルを行いますとありました。

ここでお尋ねをいたします。

センターの仕様見直しとはどのようなことになるのか。また、なぜプロポーザルを行うのか、お伺いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

高齢者あんしん相談センターの仕様の見直しですが、令和8年度、これから先の公募を予定しておりますので、この場では具体的なお答えというのは差し控えさせていただきますが、その目的は、議員先ほどおっしゃったとおり、複雑化、多様化する高齢者の諸課題への対応力というのを強化するというためのもので、当市では、令和6年度からセンターの体制強化というものを進めているところでありますが、現在の仕様が1年限りの契約となっていることから、専門職の確保であったり育成というものが必ずしも十分とは言えないという状況にあります。

したがいまして、契約の期間を複数年とさせていただくことで、その期間中に、お引受けをいただいた法人の中で、計画的な人材の確保であったり育成ということが行えるようにしようとするものでありまして、また、プロポーザルを行う理由というのも同様に、センターの運営上、これも先ほど議員がご紹介いただきましたけれども、当市としては最も大きな課題というのが人材確保というふうに捉えていることから、例えば、受託法人内での柔軟な職員の配置であったり、職員が急に退職された場合、そういった場合のバックアップの体制など、切れ目なく高齢者の支援を行うための体制などを評価するために、価格競争だけではなくて、プロポーザルということを実施させていただきたいというふうに考えております。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、引き続きセンターの体制強化ということを進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。高齢者あんしん相談センターのセンタ

一の見直しとプロポーザルを行う理由が、人材の確保と育成にあることが分かりました。簡単には解決できない問題だとは思いますが、引き続きの体制強化に向けた取組に期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55まで休憩いたします。

午後1時42分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

17番 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 17番、創犬会、柴田浩行です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして8件の一般質問をさせていただきます。

件名1、犬山地区の交通まちづくりについて。

要旨1、県道御嵩犬山線について。

犬山地区の交通まちづくりについては、繰り返し質問させていただいています。県道御嵩犬山線については、原市長は県議会議員時代から整備の促進に注力してくださっています。そして、現在は中村県議会議員が整備の促進に取り組んでくださっています。

県道御嵩犬山線について、2点、質問させていただきます。

1点目は、犬山市は整備を促進するために、愛知県や名古屋鉄道とどのような協議を進めてきたのか。

2点目といたしまして、今後の整備計画についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

県道御嵩犬山線は、名鉄犬山線の犬山駅北側にある犬山1号踏切から西側約130メートルの区間が未整備となっています。

また、この踏切には歩道がなく、ボトルネックとなり、自転車、歩行者が危険な状態です。これまで、西側の整備済み区間と同じ車道2車線に両側歩道を加えた12メートル幅の道路への拡幅を要望してきました。

しかし、踏切拡幅には踏切の統廃合や犬山駅のホーム改修など、拡幅の影響が駅全体に及ぶため、実施が困難な状況でありました。

この状況を解決するため、令和元年度より車道を現行の一方通行のまま1車線とし、南側に歩道を設置する計画へ見直し、愛知県、名古屋鉄道と協議を重ねてきました。

その後、令和2年度には、市内の地権者へ事業内容の説明及び協力確認を行い、令和5年

度に名古屋鉄道、令和6年度には愛知県公安委員会との協議が調いました。

令和7年度は用地測量に着手し、令和8年度も引き続き行うとのことです。

本市においては、継続して愛知県と調整を図るとともに、早期整備完了を要望してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。整備が着実に進むことを期待しております。要旨2です。犬山駅西の交通まちづくりについて。

令和2年2月定例議会の一般質問において、犬山駅西の発展のためには、県道浅井犬山線の整備ではなくて、県道春日井各務原線の犬山駅西交差点から郷瀬川までの整備を優先すべきだと提案させていただきました。答弁では、県道浅井犬山線の整備が優先だということがありました。一般質問から6年が経過し、状況も大きく変化していると考えます。

そこで、質問させていただきます。

県道春日井各務原線、都市計画道路で言えば犬山五郎丸線の整備について、犬山市の考えと今後の取組についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

県道春日井各務原線は、犬山市の南北軸となる重要な路線であり、犬山橋を経て国道21号へつながっています。

現在までに、犬山駅西交差点から、東専正寺交差点までの区間が、都市計画道路犬山五郎丸線として計画幅員20メートルで道路拡幅整備と無電柱化がされており、歩行者が安全に通行できる空間を確保できています。

さらに、県道春日井各務原線は、防災面においても国道41号から防災拠点である内田防災公園へのメインアクセスルートとなる第二次緊急輸送道路として指定されています。このことから、本市においては、歩行者が安全に通行可能なルートの確保や、第二次緊急輸送道路としての機能確保に向けて、県道春日井各務原線の犬山駅西交差点から、内田交差点までの区間の道路拡幅整備が必要と考えています。

今後は、県道春日井各務原線の早期事業化に向けて、愛知県と調整を図るとともに、継続して要望してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。早期事業化に向けて今後の取組を期待しております。

続きまして、件名2です。持続可能な観光まちづくりについて。

要旨1、観光受入環境整備について。

犬山市では、観光を推進するために、受入れ体制の環境整備に取り組んでまいりました。

そこで、2点質問させていただきます。

1点目、市の観光受入環境整備の状況について、2点目、今後の新たな整備計画について、

以上、お示しく下さい。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

犬山観光をより多くの来訪者に楽しんでいただくために、観光に関する施設については、必要に応じて新設や設備更新を行うとともに、維持管理も継続して行っております。

直近10年間に整備した主な観光施設としては、平成29年度に針綱神社近くに丸の内公衆トイレを設置、平成30年3月に供用を開始した内田観光駐車場、同年9月にはキャッスルパークの自動ゲート化工事、令和2年3月には、観光案内や情報発信拠点として、犬山城前案内所を整備、令和4年度には、木曾川河川空間活性化の一環として、彩雲橋公衆トイレの設置などが、ハード面での整備として挙げられます。

一方、ソフト面の施策は多岐にわたりますが、主な取組として城下町地区を中心に、観光客と住民生活の安心・安全のため、観光繁忙期の土日祝を中心に警備員を配置し、観光車両や歩行者の円滑な誘導に努めております。

また、警備員は業務の一環として、臨時ごみ箱設置や、移動時にごみ拾いを行うなど、環境美化にも努めています。合わせてシルバー人材センターによる清掃活動等の環境整備事業を継続して行っています。

また、今後の新たな整備計画として、現在、犬山観光の新たな魅力向上のため、木曾川河畔内田地区において遊歩道をはじめとした河川空間整備の検討を進めているところでございます。

事業費については、現在、整備内容を検討している段階であり、国との役割分担や整備方法により大きく変動することから、具体的にお示しすることができませんが、令和5年8月に作成した「犬山市木曾川河畔空間整備基本構想」において、あくまで参考程度となりますが、当時の概算事業費として約7億から14億円程度と想定しております。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

令和8年4月より、観光駐車場の特定日を増加します。観光駐車場収入の増額が期待できます。

そこで再質問ですが、観光受入れ環境整備の促進や強化に向けて、計画的に財源を確保すべきだと考えます。観光駐車場収入の一定額を基金として積み立てるべきだと提案いたしますが、お考えをお示しく下さい。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

令和6年11月から運用開始しました観光繁忙期における駐車場の特定日については、令和6年度は21日間、令和7年度は46日間、令和8年度については91日間の運用を実施する予定

としており、渋滞緩和等の観光課題改善に資する取組として、また、財源確保にも大きく貢献するものと捉えております。

今回ご提案いただきました、観光駐車場の収入の一定額を、観光客への受入れ環境整備等に係る費用として犬山市観光事業振興基金、既にこうした基金がございますので、こちらに積み立てていくというご提案については、受入れ環境整備の充実に加え、宣伝・コンテンツ造成等、観光施策推進のための有効な財源となりますので、市全体での予算配分も踏まえつつ検討していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。基金として積み立てていただくことを期待しております。

要旨2です。観光収入の使い道について。

来る人にも住む人にも、共に魅力あるまちづくりを実行するためには、観光で得た収入を観光施策に支出するばかりではなく、広く市民に還元すべきだと考えます。

そこで質問ですが、観光で得た収入について、先ほど一定額を基金に積み立てたらどうかという提案をさせていただきましたが、積立て以外の一定額を広く市民に還元する、そういった仕組みを検討すべきだと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

令和6年度の観光収入は、主として観光駐車場使用料などがあり、計1億7,360万3,022円となっております。一方、人件費を除く、令和6年度観光費の歳出総額は、3億2,426万179円となっております。

歳出のうち、犬山祭への負担金や木曾川うかい事業など、伝統文化の保存・継承等の観点から、駐車場等の観光収入にて賄うことが必須ではない事業等も含まれること、一方、観光施策の意義として、交流人口拡大や消費額増加など、市域全体への経済的恩恵が期待されることなどから、一概に収入と支出の収支のみで判断すべきものではないと認識しておりますが、まずは令和8年度からの特定日の拡大による、観光駐車場の収入増や、現在調査・研究を進めております、観光税の取組等を進めることで、観光に必要な財源は、できる限り観光で稼ぐ構造の構築を目指していく必要があると考えております。

そうした財源確保の取組を拡充した上で、議員ご提案のような一定額を地域に還元することについても、予算全体の配分を踏まえながら、方法や在り方について検討していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。これも前向きな答弁をいただくことができました。来る人にも、住む人にも魅力ある持続可能な観光まちづくりの推進を期待しております。

続きまして、件名3です。産業振興について。

要旨1、産業振興の推進について。

住むまち犬山に取り組む上で、働く場所の確保は重要です。そのためには、産業振興の推進に注力していくことは、これは当然です。

そこで質問させていただきます。

産業振興の推進について、これまでの取組と成果についてお示しく下さい。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

社会情勢が目まぐるしく変化する中、本市における産業振興施策では、中小企業の皆様が、犬山で事業活動を継続していただくことを、産業振興の重要な柱としております。

市内で長年事業を営んでいただいている企業が、工場や設備の増強を行うための支援である再投資促進補助金をはじめ、小規模事業者も活用しやすい産業振興補助金や、中小企業診断士の伴走支援により自ら策定した経営計画に必要な経費を支援する事業継続支援補助金などにより、事業者それぞれが抱える課題に対し支援しております。

一方で、令和6年度に市内事業者を対象として実施した産業施策についてのアンケート調査では、多くの中小企業が人的リソースの不足という課題を抱えていることが分かりました。

人的リソース不足については、非常に大きなテーマであり、多角的な視点で様々な施策の展開が考えられることから、犬山商工会議所やハローワーク犬山をはじめ、関係機関との連携や連動も意識しながら、できるものから積極的に着手を進めているところでございます。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。多くの中小企業が人的リソース不足という課題を抱えているということが、今の答弁で分かりました。

そこで、再質問させていただきます。

産業振興を推進するために、人的リソース不足の解消に向けた今後の取組についてお示しく下さい。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えいたします。

現時点では、人的リソース不足の解消というテーマを体系化するため、「多様化する人材確保への対応」「業務効率向上による省力化」「就業定着率の向上」といった視点で整理し、それぞれ具体的な施策を検討し、できるものから着手しております。

「多様化する人材確保への対応」という視点では、時代に合った採用と雇用の方法を見いだしていく必要があることから、若年層採用のノウハウやインターンシップの活用、外国人人材の雇用などへの理解促進について、検討し施策展開していきます。

今年度は、市単独の求職者への相談会と合わせて、参加企業に対しても、SNSを活用した若年層採用に関するセミナーを開催いたしました。今後も継続的に時代に合った手法の情

報提供等を進める予定でございます。

次に「業務効率向上による省力化」という視点では、とりわけデジタル・トランスフォーメーション（DX）の重要性に対する市内企業の理解促進と導入に前向きになれる機運をつくり出すことが必要であると考えております。

今年度は、STATION Aiに入居するスタートアップ企業とのDXセミナーをウェブにより2回開催し、今後はスタートアップ企業と対面での相談ができるセミナーも開催する予定です。

「就業定着率の向上」という視点においては、市内企業の認知度向上、職場環境や従業員エンゲージメント、言い換えますと、従業員の企業に対する信頼や愛着、深い理解などとなりますが、そうしたことの向上について検討してまいります。

今年度は、市内で事業所見学会のような企画について、犬山商工会議所、ハローワーク犬山と連携し検討を始めました。

他市の事例からは、事業所見学会を継続的に開催した結果、企業の認知度向上はもとより、従業員のやりがいや会社に対する誇りが芽生えることで、「この会社で働きたい」という、従業員エンゲージメントの高まりも効果として期待できるとのことから、こうした長期的な視野に立った人材確保の土壌づくりも重要であると考え、進めているところでございます。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。今後の取組に期待しております。

件名4です。羽黒中央公園の維持管理について。

羽黒中央公園多目的スポーツ広場と犬山市体育館の維持管理について一般質問で取り上げました。大規模改修や修繕が迅速に実施されたことに感謝申し上げます。

また、適正な維持管理のために使用料金の見直しも実施されました。このことにも感謝申し上げます。今回は羽黒中央公園全体の維持管理について質問させていただきます。

多目的スポーツ広場の照明、駐車場、駐輪場、子ども広場、ジョギングコース、更衣室棟、トイレ、外壁などの維持管理について、2点、質問させていただきます。

1点目、使用状況について、2点目、維持管理の現状と課題について、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

羽黒中央公園の令和6年度の利用状況については、エナジーサポートアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナ、多目的室などの利用が4,859件で、9万6,742人、トレーニングルーム・スタジオの個人利用が4万3,487人、多目的スポーツ広場の利用が906件で、4万8,469人、年間の総利用者数は、18万8,698人です。

そのほかに、こども広場や多目的スポーツ広場のジョギングコースについては、市民の皆さんの健康づくりや憩いの場として幅広くご利用いただいているところです。

羽黒中央公園の現状については、今年度に多目的スポーツ広場の人工芝の張替えと、メイ

ンアリーナのフロア改修を実施しましたが、多目的スポーツ広場等の夜間照明のLED化や、空調設備などの老朽化が進行しており、改修を行っていく必要があります。

また、同様に、駐車場やジョギングコースの舗装など附帯施設についても、経年劣化が進んでおり、施設を良好に維持していくため、計画的に補修を行っていくことが必要であり、その財源確保も課題であると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。夜間照明のLED化や空調設備の老朽化、さらには附帯施設の経年劣化など、課題が明確に分かりました。

そこで、再質問を2点させていただきます。

1点目、適切な維持管理をするために、改修や修繕計画を作成すべきだと提案いたします。

2点目、改修や修繕に備えて計画的に財源を確保すべきだと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

羽黒中央公園の修繕については、既に中長期的な修繕計画を策定しており、多目的スポーツ広場の照明灯のLED化や空調設備、冷温水設備の改修などを実施していく計画となっておりますが、議員ご指摘の駐車場の区画線やジョギングコースの舗装など附帯施設の補修については、計画に記載がないため、具体的に盛り込んでまいります。

なお、修繕の実施に当たっては、経年劣化の進行度を指定管理者と情報共有しつつ、公共施設全体の中での優先度や整合性を図りながら、適切に進めてまいります。

また、改修や修繕に備えた財源確保については、国・県の交付金やスポーツ振興くじなど助成金の活用、新たなネーミングライツの積極的な公募などに取り組み、スポーツ振興基金を活用して、将来にわたる改修費用を確保し、スポーツ施設の維持に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。財源確保について新たなネーミングライツの積極的な公募に取り組むという答弁がございました。私、令和3年6月定例議会の一般質問において、羽黒中央公園の多目的スポーツ広場、山の田公園の野球場、山の田公園テニスコートの3施設のネーミングライツの導入を提案させていただきましたが、いまだ実現していない状況であります。今回こういった答弁がありましたので、ネーミングライツなど財源確保に取り組んで、適正なスポーツ施設の維持管理を行っていただくことを期待しております。

件名5です。歴史まちづくりについて。

犬山のまちづくりの柱の一つである歴史まちづくりについて、質問させていただきます。

2点、質問させていただきます。

1点目、歴史まちづくりの取組と成果について、2点目、歴史まちづくりの現状と課題について、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

初めに、「犬山城」については、平成21年度から犬山城全体の総合調査を開始し、その成果に基づき、平成30年2月に犬山城跡が国史跡の指定を受け、また、令和7年9月には大手門枳形跡の追加指定を受けました。

現在は、各種計画書の策定を経て、大手門枳形跡をはじめとした史跡整備を進めています。

天守については、令和元年度に耐震補強工事に続き、さらなる防災力の強化のため、スプリンクラー設備の設置をはじめとした、防災・防犯などの関連機器の更新に向けた準備を進めています。

また、犬山城の周辺では、旧体育館や旧福祉会館の除却や、城山の樹木伐採により犬山城の価値の顕在化を図り、遺構の保護と城下町地区全体の景観の向上を図りました。

これら犬山城関連の取組と並行して、「史跡東之宮古墳」では、平成28年度から令和2年度にかけて史跡整備工事を行いました。

「天然記念物ヒトツバタゴ自生地」では、令和3年度に公有化を行い、保存活用計画の策定を経て、整備工事に向けた実施設計を行っています。

民俗文化財の分野では、国の重要無形民俗文化財の「犬山祭」については、車山の懸装幕の復元新調など、保存・継承に対し継続的な支援を行っているほか、平成28年11月には、全国の山鉾屋台行事の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

国指定以外の民俗文化財についても、令和5年8月に「尾張富士の石上げ祭」が愛知県無形民俗文化財の指定を受けたほか、文化財関連施設のハード事業として、文化史料館南館の整備を行いました。

歴史まちづくりの取組は、これら指定文化財に限られるものではありません。指定・未指定を問わず、市内の文化財全般にわたる取組として、地域の人々が大切に思い、地域の文化にとって重要な意味を持つ歴史的・文化的・自然的資源を歴史文化資源と捉え、保存と活用が図られるよう「犬山市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和5年度に国の認定を受け、地元の関係団体の皆さんと一緒に取組を進めているところです。

また、平成期の記録と記憶を後世に伝えるため、令和3年度からは「犬山市史 平成編」の編さんにも着手し、令和6年度に資料編を刊行し、現在は通史編の執筆を行っています。

このように、歴史まちづくりの取組を着実に進めることで、国や県の指定を受けて、文化財を確実に保存する体制が整い、整備により多くの方に安全に見学していただき、文化財の価値と魅力を感じていただけるなどの大きな成果が得られています。

一方、課題として、指定、未指定を問わず、豊富な歴史文化資源に恵まれているがゆえに、市として対象が限られること、歴史まちづくりに携わる人材の確保と育成、所有者への意識啓発、関係団体との連携などが歴史まちづくりの課題であると認識しています。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。これまでの歴史まちづくりの取組が確認す

ることができました。そして、今後、取り組むべき課題が明確になりました。

2点、再質問させてください。

課題を踏まえた上で、今後の歴史まちづくりへの取組についてお示してください。

2点目といたしまして、中村部長はこれまで歴史まちづくり課長、そして教育部長を務められておりますが、これまでの経験を踏まえた上で、持続可能な歴史まちづくりに取り組む上で、大切にすべきことは何かお考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

歴史文化資源を核とした歴史まちづくりには、初めに調査を行って文化財的価値を明らかにし、必要に応じて指定・登録などの保存の措置を取り、その上で整備や修理の計画を立てて実行することと、これらのプロセス経る中で得た知識を蓄積し、次世代に継承しながら進めることが大切です。

先ほどの答弁での課題を解決しながら進めるためには、地域住民や関係団体の方々に、歴史まちづくりのプロセスに参加していただける仕組みづくりが重要です。

そこで、地域の歴史文化資源を市民と一緒に保存し継承する取組として、「犬山歴史文化プラットフォーム」や、未来を担う子どもたちによる「犬山城みらいサポーター」の仕組みを構築し、活動を行っており、今後もこの取組を継続してまいります。

犬山市における持続可能な歴史まちづくりは、文化財や地域の伝統文化などを適切に保存しつつ、次世代へ確実に継承していくことであり、また、これらを単なる保護の対象にとどめるのではなく、市民生活の中に位置づけ、日常の営みや地域活動と結びつけることにより、市民一人一人が誇りと生きがいを実感できる社会の実現を目指すことが大切であると考えます。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。中村部長の経験を次の世代に引き継いでいただくことを期待しております。

件名6です。公共施設マネジメントについて。

本市では厳しい財政状況の中、公共施設の廃止や統合を進めています。安定した財源を積み立てることを目的として、不要となった市有財産は積極的に売却する方針が示されております。

要旨1です。羽黒北子ども未来園、犬山幼稚園の跡地の活用について。

羽黒北子ども未来園と犬山幼稚園の跡地の活用について、公共施設マネジメントの観点からどのような検討が進められているのか。検討状況についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

羽黒北子ども未来園・犬山幼稚園の跡地活用の検討状況ですが、現在は、施設の所管課である子ども未来課が主体となり、庁内での協議及び情報共有をしている段階です。

まだ、市としての方針を決定する段階にはなっていませんが、羽黒北子ども未来園の跡地については、その一部を隣接する東児童センターの敷地とし、子どもたちの遊び場を拡充することを主眼に検討しています。

また、跡地のうち、東児童センターの敷地として活用しない部分については、土地の整理をした上で売却し、公共施設マネジメントの財源として活用することを視野に入れております。

次に、犬山幼稚園の跡地については、庁内全ての課を対象とした利活用意向調査を実施し、その提案内容について、庁内で検討しています。

なお、利用意向は複数あり、その中には、「建物を解体した上で跡地を売却し、公共施設マネジメントの財源として活用すること」ということも含んでおります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。検討状況を踏まえた上で、原市長へ再質問させていただきます。

羽黒北子ども未来園と犬山幼稚園の跡地の活用について、公共施設マネジメントの視点からどのように活用していくのか、方向性についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

犬山市の公共施設は、昭和から平成初期に整備された施設が多くあります。そのため、老朽化や耐震、省エネ対応、さらに人口構造の変化に伴う利用需要の変動という複合的な課題に直面をしています。その上で、限られた財源や人材の中で、「安全と機能、持続可能性」を同時に満たしていかなければなりません。そのため、施設の個別の最適から全体の最適へ転換していく公共施設マネジメントを考えていく必要があります。

財政は、厳しい状況にあります。となれば、公共施設マネジメントを継続して実施していくためには、安定した財源確保は必要不可欠であります。そのため、不用となった市有財産は、公共施設等総合管理計画の中で、「積極的に売却する検討をすること」としています。公共施設マネジメントの検討段階では、重要な要素の一つです。柴田議員のお示しのとおりです。

羽黒北子ども未来園と犬山幼稚園のマネジメントの実施期間は、羽黒北子ども未来園は、閉園から解体後の令和9年度以降となります。一方、犬山幼稚園は、全ての園児が卒園をする令和10年度後の令和11年度以降を予定しています。

検討状況については、先ほど子ども・子育て監がお答えをしたとおりであります。これから犬山市と市民皆さんにとって適切な方向性を総合的に検討し、利活用方法を決定してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 市長、答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、件名7です。公共施設の機能強化について。

要旨1、保健センターの機能強化についてです。

令和30年3月定例議会にて、子ども・子育て支援の強化の視点から、母子に関わる機能が保健センターと市役所に分散している現状を改善するために、保健センターの機能を市役所に集約すべきだと提案させていただきました。そのときの答弁では、場所の制限があり難しい。関係課や関係機関との連携を密に行い、切れ目のない支援を行うということでありました。

しかし、令和8年度の施政方針において、市長は、保健センターの機能を集約し、令和10年度から母子保健など保健センターの業務も犬山市民健康館で実施していきますと示されました。

そこで、2点、質問させていただきます。

1点目として、保健センターの現状と課題について、2点目、課題に対応するための今後の取組についてお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、保健センターでは、議員から平成30年にお尋ねをいただいたときと変わらず、母子保健や予防接種などを実施しておりますが、令和6年度からは、母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て家庭への支援を行うため、こども家庭センターというものを設置しております。

次に課題ですけれども、健康推進課の職員が保健センターと市民健康館に分かれて配置されておりますので、情報共有や連携を意識しているとは言えども、物理的に離れているということもありまして、日常的なやり取りやサポートが確保しづらいということが状況と言えます。

また、保健センターの施設を見ますと、建築から40年が経過しておりまして、外壁のひび割れであったり雨漏りであったりと、内装や設備にも相応の劣化が見受けられます。適正な維持管理を行っているとは言えども、今後は老朽化に伴う維持管理費の増加というものが見込まれております。

これらの課題に加えて、市民健康館のさらなる活用のため、市長が施政方針などで、議員も先ほどおっしゃられましたけれども、市長が申し上げたとおり、令和10年の4月に保健センターの機能を市民健康館に移転するということといたしました。

市民健康館が担っている成人保健と保健センターが担っている母子保健を集約し、子どもから大人まで全ての市民、健康づくりを一元的に実施し、ワンストップでオーダーメイドの健康づくりの支援ということをさせていただく施設とするため、引き続き関係各課で調整を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。市民健康館の在り方について検討した結果、保健センターの機能を集約すると、そういった大きな政策判断を市長はなされたわけであり、今回の政策判断によって、保健センターの機能はもちろんです、さらには市民健康館の機能が強化されなければいけないと考えます。

そこで、原市長に再質問させてください。

保健センターの機能強化について、市長のお考えをお示してください。また、保健センターを集約することによる市民健康館の機能強化、そして、さらなる公共施設の機能強化について、市長のお考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

保健センターの機能強化につきましては、犬山市が抱える問題の解決と合わせ、私の施政方針と先ほどの部長の答弁のとおり、市民健康館への統合により進めていくことといたしました。

最初は、移転、統合ありきではありませんでした。検討の入り口は、さら・さくらの湯を含めた市民健康館の在り方であり、4月から1年間にわたり、市民皆さんの健康づくりや専門職など人的資源のさらなる活用、施設の老朽化や維持管理コストといった財政運営など、様々な観点から精力的に検討を重ね、判断をさせていただいたものです。

温浴施設のある市民健康館に保健センターを集約することで、「行きたくなる場」となり、「子どもから大人まで健康が続く仕組み」に変えることが核心です。単なる施設の併設ではありません。健康づくりのワンストップ化とともに、母子保健と成人保健の一元化を生かしながら、これまでにない世代間交流の場にもできればと考えています。

今後は、令和10年4月の保健センター移転に向け、移転による手続などのご不便を最小限に抑えることや、現在は保健センターにある家庭児童相談室と子ども未来センター、市民健康館にあるつどいの広場が担っている子育て支援機能の整理など、具体的な項目はこれから詰めていくこととなります。

改めて、この集約は、犬山市の実情と、今ある犬山市の資源をつなげるものであります。この集約で、公共施設の価値と実効性を高めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 市長、答弁いただきありがとうございます。

件名8です。犬山の教育について。滝教育長に質問させていただきます。

学びの学校づくりについて、教育長として注力されたことについてお示してください。

また、これからの犬山の教育について、大切にすべきこと、不易と、今後変えていくべきこと、流行について、教育長のお考えをお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 教育長の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 私に答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。
柴田議員のご質問に、2点あったと思いますが、1つずつお答えをしたいと思います。

最初に、犬山の教育を進める上でどんなことに注力をしてきたかということですが、犬山市の教育委員会は毎年、犬山市の校長会とともに、「学びの学校づくり」を策定しまして、その策定した「学びの学校づくり」に基づいて様々な教育施策を進めてきております。その「学びの学校づくり」の中に、目指す子どもの姿を子ども像、目指す教師、先生方の姿を教師像、そして目指す学校の姿を目指す学校像として、具体的に記してあります。

この子どもの姿、先生の姿、学校の姿でありますけれども、私は子どもの姿は先生の姿、先生の姿は校長の姿、校長の姿は私、教育長の姿だという覚悟で仕事をしてまいりました。と同時に、校長を育てれば、先生方が育つ、先生を育てれば、子どもが育つ、そんな自分なりの信念を持っております。その覚悟と信念を基に、私が力を注いできたことについて、5つほどお話をさせていただきたいというふうに思っております。

1つ目は、安心して犬山の小中学校の現場をお任せできる校長、教頭の人材育成に努めるということであります。

私は、学校づくりの中心となるのが校長、学校の雰囲気づくりの中心となるのが教頭だというふうに思っています。子どもたちが思わず通いたくなるような学校、そして保護者の方が、我が子を通わせたいような学校、そして先生方が働き甲斐が持てるような学校づくり、そんな学校づくりを行っていく上では、校長、教頭の学校経営、つまり管理職はどういう姿勢で学校経営に臨むかということは、非常に大事でありますので、この校長、教頭の管理職としての資質を高めること、これにまず1つ、力を入れてきたと思っております。

2つ目は、校長の学校経営を全力で支えることでもあります。

校長は学校経営を行う上で様々な思いや願いを持っております。例えば、ソフト面では、少人数等のために、これだけの人員を配置してほしい。あるいは施設、設備、ハード面の上では、こんな施設、設備を整えてほしい。様々、学校経営上の思い、願いがあるわけですが、それらに全て応えることはできませんけれども、できる限りその校長の思いや願いが実現できるように支援をしてきたということでもあります。

3点目は、学校内で様々なことが起こっております。早期発見、早期対応に努めて、事が大きくなる前に、事態を收拾させるということでもあります。

毎日子どもたちが生活をしている学校であります。本当にいろんなことが起きるんですね。こうしたことが、たまに第三者から教育委員会の耳に入ることがあるんです。そのときはもう既に火がくすぶっていて、火を消すのにちょっと苦労することもあるんですけれども、この対応でありますけれども、後手に回ってしまうと、守りの対応しかできません。先手を打てば、守りの対応ではなくて攻めの対応ができるんです。攻めの対応をすれば、事が大きくなる前に収めることができる。こうした対応については、校長に指導をしたり、あるいは時には私が校長とともに行動したりして、事が大きくなる前に收拾ができるように努力をしてきたというのが3つ目であります。

4点目は、できる、できないの議論ではなく、どうしたらできるかの視点に立った議論を

進めてきたということでもあります。

できる、できないの議論は、はなからやる気のあるものと、やる気のないものとの言葉の交わり合いであり、平行線に終わってしまうことが多いんです。ところが、どうしたらできるかという視点に立って議論を進めれば、必ず着地点が見つかるはずであります。その着地点が見つければ、小さなことから少しずつ、できることから1つずつ積み重ねをしていけば、最終的にはできるに限りなく近づくような対応ができるということで、指導をしてまいりました。

最後、5点目であります。守るべきは守る、変えるべきは変える、規制を強化をするよりも、思い切った規制緩和に取り組んできたということでもあります。

例えば、制服が中学校、選択できるようになりました。登下校の服装も比較的自由になってまいりました。小学生のランドセル、中学生のリュックサックも、重過ぎるということで、学校での置き勉を認めるようになってまいりました。学校によっては、校庭に飲料の自動販売機が置かれるようになりました。中学校の校庭に花火が上がるようになりました。

これまでは、これは駄目、あれは駄目というような規制強化の方向に学校の中は流れていったんですけども、私は極力この規制を強化するのではなくて、規制緩和の方向で対応するようにしてまいりました。それによって、先生方や子どもたちの自由度が増しました。その分、責任感も増したように私は感じているところであります。

まとめといたしまして、丹葉地方教育事務協議会という組織があります。犬山、江南、岩倉、大口、扶桑、3市2町でつくる組織でありますけれども、主に教員の人事だとか、教科書の採択だとか、あるいは教員の研修について取り組む組織であります。毎年、学校訪問、管内の46小中学校を1年間、必ず私どもは犬山でありますけれども、それぞれの市町の担当が回るようになっております。管理主事は46小中学校全部回るんですけども、その学校訪問に、市議会の民生文教委員の方々にも出席をしていただくようにいたしました。というのは、私はここで、学校はこうだ、先生はこうだ、子どもはこうだというきれいごとを並べても、百聞は一見にしかずであります。学校現場を見ていただければ、学校の雰囲気、そして子どもたち、先生方の姿はそのまま見ていただけますので、隠し事はしません、そのまま見ていただいて、率直なご意見をお聞かせいただければということで、そんな取組も進めたわけでありますけれども、この学校訪問の折に、尾張教育事務所の所長、指導課長、管理主事、全部が全部、毎回回れるわけではありませんが、その方々が犬山の学校現場に足を運んでくださった際に、犬山の学校はいいですね、子どもは落ち着いており、先生方も温かくていいですねということをお褒めの言葉をいただくんです。こんなこと言ったらほかの市町に申し訳ないんですけどね。こういった言葉をいただくということは、保護者や地域の方々が学校を支えていただいているおかげであることはもちろんであります。子どもたちや先生方が確実に成長している証であるというふうに私は思っています。

よくも悪くも学校の姿、子どもの姿、先生の姿が、これまでの取組の成果であり、課題であるかなというふうに思っています。これが1点目であります。

2点目は、不易と流行の話がありました。

犬山の教育の不易って何だと言われたときに、私は学びの学校づくりの中に記した子ども

の姿、自ら学ぶ力を身に着けた感性豊かな子ども、目指す先生の姿、自ら学び続ける教師、目指す学校像、学校の姿としては、主体性を育て、自立する学校づくり。これが私は犬山の教育の不易の部分ではないかなというふうに思っております。

一方、犬山の教育の流行って何だと言われたときには、学びの学校づくりの中に記した様々な教育施策、例えば少人数学級、少人数授業、T T、2学期制、それらは狙いを達成するための一つの手だてだというふうに私は捉えています。ですから、これは流行の部分だろうなと思います。

ただし、この不易と流行というのは、決して相反するものではなくて、一体のものである、表裏一体のものであるというふうに私は捉えていますし、捉えなくてはいけないというふうに思っているんです。

この不易の部分についてでありますけれども、それこそ20年ほど前、自ら学ぶ力というのはどのように表現をされていたかと言いますと、基礎的な学力を身につけ、生涯にわたって自ら学び続ける力、これが自ら学ぶ力を表現する言葉だったんです。それが10年ほど前に、これはちょっと学力の一面しか捉えなくて、もっと豊かな心の部分を表現するべきじゃないかということで、家族や友達を大切に、地域を支える、自分の人生を大切にするという文言が加わったんです。

また、6年前、7年前、ちょっと前でありますけれども、感性豊かなという文言が加わりました。つい2～3年前でありますけれども、生涯にわたってという部分を削除いたします。つまり、変わらない、変えてはならない不易の部分ではありますけれども、時と場合によって必要に応じてやっぱり見直しをし、必要あれば修正をしていく必要があるなというふうに思っています。

一方、流行の部分についてでありますけれども、少人数学級の人数は、かつて30名前後という表現をしておりました。国や県が動き出してくれたおかげもありまして、30が35人程度に変わってきております。

また、非常勤講師の配置についても、かつては算数、数学、理科、英語という限られた教科に非常勤講師を配置していたんですけれども、今は中学校の少人数学級、あるいは小学校高学年の教科担任制を実施するために、非常勤講師の対象教科を拡大してきているんです。つまり、流行であっても、ころころ変えていくものではなくて、大事にするところは大事にしていく、守るべきものは守っていく、そういったことが必要ではないかなと思います。

不易と流行を見極めることは大切でありますけれども、不易だから変えてはいけない、流行だから変えなければならないではなくて、時と場合、そして時代に応じて見直していく必要があるかなというふうに思っています。

そして、これからの犬山の教育でありますけれども、先ほど申し上げました、目指す子どもの姿、先生の姿、そして学校の姿を中心に据えながら、やはり犬山が独自に進めてきた少人数学級、少人数授業、T T、2学期制等、そういった重要な施策をやはり重要な施策として位置づけて、継続をしていくべきであるというふうに考えております。

以上であります。

◎議長（大沢秀教君） 17番 柴田裕行議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日6日は休会とし、来週9日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時54分 散会